

令和元年度第4回（第48回） 外務省契約監視委員会
議事概要

開催日及び場所	令和元年12月18日（水） 於：外務省202号会議室	
委員	委員長 中谷 和弘（欠席） 委員 三笥 裕，宮本 和之，門伝 明子，増井 良啓	
抽出案件		（備考）
一般競争方式（政府調達に関する協定適用対象）	2/8 件	審査対象： 令和元年度第2四半期
一般競争方式（上記以外）	3/52 件	
指名競争方式	0/1 件	
企画競争に基づく随意契約方式	0/24 件	
公募に基づく随意契約方式	0/3 件	
その他の随意契約方式	5/64 件	
合計	152 件	
	意見・質問	回答
委員からの意見・質問、それに対する外務省の回答等	別紙のとおり。	別紙のとおり。
委員会による意見の具申又は勧告の内容	なし	
その他	会計課調達官より「平成31年度外務省調達改善計画」上半期の自己評価の報告、及び「令和2年度外務省調達改善計画」策定について今後の進め方を説明し、各委員より了解を得られた。	

別紙

委 員	外 務 省
<p>1. 物品・役務等の契約（総括表） （特段の意見等なし）</p> <p>2. 指名停止等の運用状況 （特段の意見なし）</p> <p>3. 再度入札における一位不動状況 （特段の意見なし）</p> <p>4. 低入札価格調査制度調査対象の発生状況 （特段の意見なし）</p> <p>5. 抽出案件の審議 ②-52：「オフィス・サポート・チーム（OST） のシュレッダー」の購入 ○一者応札となった理由如何。</p> <p>○購入後のアフターケアについては、製造元メーカーが行うのか。</p> <p>○各課室からOSTに業務の依頼がなされる以前は、シュレッダー業務を誰が対応していたのか。</p> <p>○各課室にある既存の機械をOSTへ融通し合うことを検討しなかったのか。</p> <p>○通常、事務機器の入札額は低くなる傾向にあるが、今回落札率が94.1%と高くなっているのは何故か。</p>	<p>●本機器の製造元であるメーカーは、少額の入札は販売会社を通じ行うこととする方針としており、今回の入札は少額入札であることから製造元としての応札は同社の方針に従いされなかった。今回メーカー側に対し見積依頼があったのは、同社との販売契約業者のみであった。</p> <p>●シュレッダーの仕様については、保秘の観点から当省内規で明示されており、メーカー側が対応することになる。</p> <p>●基本的には各課室において対応している。</p> <p>●OSTで業務を請負うことになった後も各課室において全てのシュレッダー業務がなくなるわけではないため、融通し合うことは困難であった。</p> <p>●今回調達したシュレッダーは当省の内規に基づき、一般的な仕様と比較して特殊仕様であることから、調達先がある程度限られていたためと史料。</p>

委 員	外 務 省
<p>○過去に調達した際の価格如何。</p> <p>①-4：「『領事業務情報システム』に関するコンサルティング」業務委嘱</p> <p>○公告期間が10日間と短い、その理由如何。</p> <p>○1回目の公告で落札者がいなかった理由如何。</p> <p>⑥-5：「第7回アフリカ開発会議（TICAD）における会議通訳者等の手配」業務委嘱</p> <p>○業務委嘱の決裁書は起案日が6月6日、決裁書上の契約希望日は同月14日となっているが、実際の契約日は7月2日であった。これは会議の全体像が明確にならないために契約内容が定まらず、結果として決裁完了まで時間を要したという理解で良いか。</p> <p>○予定価格に比し、契約額がかなり低い額となっているが理由は何か。また、通訳業務が確実に履行可能かの確認はどのように行ったか。</p> <p>○最終的に見積合せを行った2者の価格に大きな差があるが、この理由は何か。</p> <p>○前回の TICAD5 における通訳業務と比較すると、</p>	<p>●過去の調達価格と大きな差異はない。過去には複数社の応札があったと承知。</p> <p>●本件調達は1回目の公告にて落札者がいなかったため再度公告を行った。予定している作業の工程管理上、支援業務を早急を実施する必要があったため、再度公告では公告期間を10日間に短縮した。なお、1回目の公告は政府調達協定に関する規定に則り50日間の公告期間を確保した。</p> <p>●説明会には複数社が参加したが、他の関連案件への応札をする等の理由により辞退し、結果一者のみの応札になった。その一者の応札額が当方の定めた予定価格を上回ったことが不落となった要因である。</p> <p>●然り。</p> <p>●理由としては、企業努力による減額であると思われる。通訳の業務履行可否については、委託先の事業者は大規模国際会議を過去に何度も経験している実績があり、事前に通訳者の総数も伝え、確実な履行の確約をとっている。</p> <p>●いずれも同条件で見積合わせを行っており、各事業者における妥当な応札額の検討結果と史料。</p> <p>●今回の経費が増額している理由は会議の規模</p>

委 員	外 務 省
<p>価格にどの程度の差があるのか。</p> <p>②-37：「即位の礼における各国・機関代表等 要人の接遇支援」業務委嘱</p> <p>○一者応札となった理由如何。</p> <p>○業務委嘱の契約締結日が9月5日と実施日の約 2ヶ月前であり、準備等の期間が短いと感 じるが如何。</p> <p>○人件費で1名1日300,000円というの は妥当なのか。</p> <p>⑥-18：「即位の礼における国際放送セン ター（IBC）の設置及び運営」業務委嘱</p> <p>○予定価格について、「見積書を精査の上、 予定価格とした。」となっているが具体的 に何を精査したのか。</p> <p>○同契約の見積書では海外放送機関等取 材協力のHP企画・設計・製作1式2,000, 000円となっているが、この金額の内訳 があり、それを精査したということか。</p> <p>⑥-39：「即位の礼における各国・国際機 関用宿舎内外務省連絡室の借上に関する手 配」業務委嘱</p> <p>○宿舎内に連絡室は必要なのか。</p>	<p>が大きくなっていることであると思料。</p> <p>●理由としては、日本国内では防弾車運 転経験や技術をもつ運転手を確保するこ とが難しく、結果的に入札参加可能な業 者が限られたと考える。</p> <p>●閣議決定に基づき皇位継承式典委員 会のもと当省は外国賓客の受入れに関 する業務を担当したが、当省だけでは行 うことが出来ない案件がいくつかあり、 各省庁との調整に時間を要した。</p> <p>●2者から参考見積りをとっている。ま た4月に大阪で開催された金融世界経済 に関する首脳会合（G20）時の単価等も 参考とした。</p> <p>●人員の配置等を必要最小限に抑える 等の精査をした。</p> <p>●極めて技術的な内訳の内容であるが、 必要な精査は行った。</p> <p>●外交儀礼上で必要な対応や賓客一行 の急病等に対応するため、宿舎内に当省 連絡室を設置している。 宿舎内に連絡室を借上げるとことは他 の賓客訪日でも行っていることである。</p>

委 員	外 務 省
<p>①-3：「無線システム一式の賃貸借」業務委嘱</p> <p>○3者契約の理由如何。</p> <p>○リース会社が一者応札になった経緯について。</p> <p>○人員不足とのことであるが、リース会社とシステム管理等を行う事業者のどちら側で人員が不足しているのか。</p> <p>○今回はリース会社の入札資格を見たが、リース会社が責任をもって技術的な対応ができる事業者と連携するとしたことから、リース会社を入札参加事業者として選定したということか。</p>	<p>●落札業者はリースのみを取り扱っている会社であり、リース物件の動作確認試験やシステム設計及びアフターケア等のシステム管理が出来ないため、それらへの対応可能な事業者として落札業者から指定のあった事業者を加え、3者による契約を締結した。</p> <p>●見積書を徴した複数の事業者を確認をしたところ、社内的人员不足などの理由により今回は辞退するとのことにより、結果、一者応札となった。</p> <p>●本リース物件は業務用無線機で特殊な機器となるため、取り扱い業者が少ない状況にあるが、今回はリース会社的人员不足で入札に参加出来なかったとの回答があった。</p> <p>●然り。なお、規模が大きい業者であれば、一者のみで技術力もありリースも取り扱えるが、今回はリース会社のみでは対応できないとしてシステム等取扱い事業者も契約に入る形となった。</p>
<p>①-16：「オイルタンク燃料」の購入</p> <p>○オイルタンクの整備は外務省だけか。</p> <p>○他省庁と燃料の共同購入を行っているか。</p> <p>○オイルタンク燃料の劣化は問題ないのか。</p> <p>○応札者は3者となっているが、他省庁での入札者数もこの程度なのか。</p>	<p>●他省庁についても順次オイルタンクの整備を行っており、今回当省での整備が完了したためオイル燃料を購入した。</p> <p>●他省庁との共同購入は行っていない。</p> <p>●オイルタンクは燃料を長期保存するための設備であり、家庭燃料と違い短期間で劣化することはない。また、定期的に点検も行っている。</p> <p>●他省庁の状況は把握していない。</p>
<p>⑥-3：「政府専用機内インターネットサービス（利用料金）」業務委嘱</p> <p>○予定価格は妥当か。</p>	<p>●例えば、商用便で北米路線を利用する場合の</p>

委 員	外 務 省
<p>○政府専用機の運航省庁はどこか。</p> <p>○政府専用機の各省による利用は可能か。</p> <p>○一行に各省庁の職員がいる場合の利用料金はどのようにしているのか。</p> <p>○本契約の利用料金を当省が負担することになった経緯如何。</p> <p>②-26：「外国出張業務の効率化に伴う作業」業務委嘱</p> <p>○本契約は現行旅費システムの改修（会計課決裁の省略，執行管理支援ツール）とのことで，試験的に3つの局で実施していると理解しているが，今後全省展開するに当たっては契約変更を行うことを想定しているのか。</p>	<p>Wi-Fi 利用料金（24 時間 100MB あたり）は \$21.95，約 2,416 円である。他方，本契約はほぼ倍額ではあるが，政府専用機は商用機よりも広範囲な帯域で，全世界を対象として年間を通じて確保する必要があるため妥当であると考える。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●防衛省が所管し，運航にかかる費用は同省が負担する。 ●限定的に運用されることになるが，各省庁（閣僚）の利用は可能であり，この場合は各省庁が経費負担を行う。 ●同乗する各省庁出張者の本サービス利用料金については，あくまで「総理一行の一員」であると考えことから，個別に（各省庁出張者に対して）利用料金の請求は行っていない。 ●政府専用機検討委員会において，次期政府専用機導入の際，機内 Wi-Fi 環境の整備につき関係各省庁において各種調整を行ったところ，利用料金は実際のユーザー側が負担する必要性があると判断されたもの。 ●本契約は本年度末までに全省展開するためのシステムの改修を行う計画のものであり，変更契約は行わない。